

# いわき市情報公開制度の見直しに係る市民意見募集(パブリックコメント)の概要及び意見に対する市の考え方

## 1 市民意見募集の概要

### (1) 対象案件

いわき市情報公開制度の見直しに関し以下の内容について意見を募集

- ア 請求権者の拡大について（必要性や効果など）
- イ 適正な請求について（必要性や内容など）
- ウ その他

### (2) 意見募集期間

令和7年10月8日（水）～10月28日（火） 【21日間】

### (3) 公表場所

- ア 市ホームページへの掲載
- イ 本庁舎1階市民ロビーへ資料備え付け
- ウ 各支所情報公開コーナーへ資料備え付け

## 2 市民意見募集の結果等

### (1) 意見提出人数

5人（電子メール 5人）

### (2) 意見提出件数

ア 請求権者の拡大について	5件	
イ 適正な請求について	4件	
ウ その他	5件	計 14件

### (3) 意見の内容及び意見に対する市の考え方

別表「市民意見の概要及び意見に対する市の考え方」のとおり

# □ 市民意見の概要及び意見に対する市の考え方

別表

○案件名：いわき市情報公開制度の見直しについて

○担当課：総務部総務課

## (1) 請求権者の拡大について

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>この本市条例の閉鎖性は、これまで研究者や県内外メディア等からも指摘があったようなので、こうした改正の運びは大変喜ばしいものと思っています。</p> <p>特に昨今のいわき市に於いては、官製談合、いじめ重大事態への対応の遅れ、住民訴訟等の大きな事件が立て続けに起きており、公正な行政が危ぶまれています。同時に、自浄力の懸念が少なからずあることとからも、外部からの行政監視の目は重要なことと思われまます。</p> <p>よってこの条例の改正は、公共の秩序のためにも躊躇なくなされるべきだと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>
2	<p>市内在住者などに限定しない、何人にもついて賛成します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>
3	<p>住所にかかわらず何人も請求可能であるべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>
4	<p>日々の暮らしの中で生じるさまざまな困り事について改善を目指す時、他の自治体ではどうなのかが気になることがあります。</p> <p>市民の知る権利を広く行使するため、請求者の拡大を求めます。</p> <p>情報公開制度については、全国で請求権者撤廃の流れが進んでいます。</p> <p>いわき市においても居住地、利害関係の有無等を問わず、すべての者について行政情報の開示請求ができるよう改正してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>
5	<p>誰でも請求できるように見直しをすることには賛成。ただ、ただ次のような認識を持って改正に臨んでほしい。</p> <p>実態は請求権者の拡大ではなく、請求権者を制限していたことの撤廃。全国の中核市ではいわき市を含め3市、県内ではいわき市しか制限していない。庁内で認識を共有する際には「権利を拡大する」のではなく、「権利の制限を撤廃する」と他自治体に後れを取っていることを前提に理解を進めてほしい。議案を議会へ説明する際にも同様にしてほしい。</p> <p>この条文改正の趣旨を庁内で共有する際や議案提出で議員に説明する際には、市情報公開・個人情報保護審議会の事務局職員（総務課）が会議で述べた次の意義を伝えてほしい。</p> <p>（令和6年5月29日開催、令和6年度第1回審議会会議録より）</p> <p>《理論的には、利害関係を有しない者の調査や研究によって、市政の問題や課題などが客観的に浮き彫りになり、結果として市政向上に繋がるということが考えられます。本市条例の目的に「市民の的確な理解と批判」とありますが、これらの前提となる知識や情報が、市外の方からもたらされる可能性があるというのが、請求権者拡大の目的になるかと思ひます》</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>

(2) 適正な請求について

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>改正案に関しましては、新たに加わる「適正な請求に努めるとともに」の一文について、権利濫用との兼ね合いで気になったところですが、令和7年度第1回 いわき市情報公開・個人情報保護審議会の議事録によりますと、全国オンブズマン会議の「権利濫用禁止の規定の濫用のおそれ」といった批判的意見も引いて検討されており、大変安堵したところではあります。</p>	<p>条例改正案のとおり、改正に向けた手続きを進めていきます。</p>
2	<p>適正な請求の規定が、行政が公表したくない情報に当たるため公開しない恐れがあります。</p>	<p>適正な請求の規定は、「対象文書が大量にわたったり、公開請求者の意思が必ずしも明らかでない場合等に実施機関からの度重なる協力の要請があったにもかかわらず、これに何ら応じようとしめないなど、実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的として開示請求をしていると評価できるような場合」といった判例で示されているような請求を防ぎ、情報公開制度の健全な運用を継続させることを目的とするものです。</p> <p>また、情報公開制度における開示請求は、条例に規定された不開示情報を除いて開示しなければならないとされており、原則、開示の義務に基づき対応しています。</p>
3	<p>請求時になにがしかの予納金を収め、開示の際に精算する方法をとれば不適正請求の防止の一助にはなると考えます。しかし”請求者にカスハラというレッテル張りして請求件数を抑制しよう”との姿勢はあってはなりません。</p>	<p>適正な請求の規定は、「対象文書が大量にわたったり、公開請求者の意思が必ずしも明らかでない場合等に実施機関からの度重なる協力の要請があったにもかかわらず、これに何ら応じようとしめないなど、実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的として開示請求をしていると評価できるような場合」といった判例で示されているような請求を防ぎ、情報公開制度の健全な運用を継続させることを目的とするものです。</p> <p>また、情報公開制度における開示請求は、条例に規定された不開示情報を除いて開示しなければならないとされており、原則、開示の義務に基づき対応しています。</p>
4	<p>「適正な請求」は曖昧過ぎる。実施機関に恣意的に扱われないように盛り込まない方がよい。</p> <p>担当者に損害を与えるための膨大な請求を防ぐために設けるのだから、そのような請求は例外中の例外。例外中の例外を念頭に条文に設ける必要があったとしても、実施機関が「適正な請求」を理由に窓口で請求を拒否することがないようなどのような例が不適正な請求に当たるかどうかガイドラインを設けるべき。「市民の的確な理解と批判」を得られるようにするのが条例の目的である以上、実施機関にとって不都合な事実が記載された文書を請求する場合がある。請求者が市政情報を分析するためには請求する枚数が膨大になる可能性がある。不都合な内容を請求していることを拒否されないように、ガイドラインには請求内容で拒否することがあってはいけないと明確に記すべき。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、適正な請求の規定に関する具体的な運用について、別途ガイドライン等を整備することを予定しております。</p>

### (3) その他の意見

No.	意見の概要	市の考え方
1	市民の費用負担に関しましては、さらなる軽減をお願いしたいところです。	ご意見の内容につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	申請の手段においては、県内でいえばいわき市と同じ中核市である福島市や郡山市のように、オンラインで請求申請できるようになることを願います。こうなることで、市民と職員共に手間や時間および費用を過分に費やすことを減らし、また来庁する自家用車利用を減らすことで、庁舎の人混みや駐車場の渋滞緩和、さらには些少でも環境負荷を下げることにも繋がると考えられます。	ご意見の内容につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	<p>また、市民の費用負担軽減の観点から、開示資料の写しをデジタルデータで交付することについても、ぜひともご検討いただけるようお願いいたします。</p> <p>開かれた情報公開制度は、市民の行政監視というばかりでなく、その行使によって実務を担う職員等の関係者と市民との信頼関係を作ることもあります。特に、ニュース報道で公益通報者保護法の機能に危惧を覚える昨今では、市民の目が行政職務を担う方々の安寧にも繋がることと考えます。こうしたことから、私たち市民が民主主義を実践する手元のツールとして、この条例がより利用しやすく開かれたものとなりますよう、改正のご検討をお願い申し上げます。</p>	ご意見の内容につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	<p>私は、現在の 開示方法  <input type="checkbox"/>閲覧、<input type="checkbox"/>写しの交付（<input type="checkbox"/>郵送希望）、<input type="checkbox"/>聴取、<input type="checkbox"/>視聴、<input type="checkbox"/>複写したものの交付  ”写しの交付”が紙のみであるのを”データ交付”に、  ”視聴”を”視聴データ交付”にしてほしいと考えております。</p> <p>しかし、現状では、写しの交付の媒体については、条例事項ではなく規則で定められています。  条例で改正する場合は、現在の規定の「写しの交付」の媒体を詳細に条例で指定しなければならなくなりますので、ここから漏れると条例を改正しなければ方法を追加できないこととなります。これはこれでリスクなので、注意して条例で改正すべきと考えます。</p> <p>条例事項にするならば、請求者の指定する方法で応じられる場合は応じるものとするといった趣旨がよろしいか、と考えます。</p> <p>現にない媒体で開示を実施せよとなるとその都度コストが発生するので、合理的でないが、現に保有している媒体で容易に同じ媒体で写しが作成できる場合は、請求者の指定に応じることには合理性があるかと思えます。</p>	ご意見の内容につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

5	<p>令和7年7月1日の審議会議事録に、下記の記述があります。</p> <p>&gt; 4 議事の概要</p> <p>(2) 会議録の作成について</p> <p>議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。</p> <p>私は、「委員名を記録しない」議事録に納得できません。発言委員名を記録するべきです。</p> <p>また、委員名に所属の記載がないことも納得できません。</p> <p>なぜなら、条例の目的に</p> <p>&lt; 市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。 &gt;</p> <p>と、明記されております。</p> <p>議事録の作成方法を、条例の目的を反映するよう再検討願います。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
---	---	--